

○南丹市市民後見人養成事業実施要綱

平成28年11月1日

告示第233号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市市民後見人養成事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民後見人 第4条第2号に規定する市民後見人養成講座を修了し、成年後見人等として事務に適切に当たることができる者として、市長が登録をした者をいう。
- (2) 成年後見人等 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (3) 専門職 弁護士、司法書士、社会福祉士その他の専門職をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は南丹市とする。ただし、事業の全部又は一部を社会福祉法人、NPO法人その他の事業を適正に実施できる者に委託することができる。

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民後見人の養成に関すること。
- (2) 市民後見人養成講座(以下「養成講座」という。)に関すること。
- (3) 市民後見人の登録及び管理に関すること。
- (4) その他養成事業の推進に関し、市長が必要と認めるもの

(受講者)

第5条 前条に規定する養成講座を受けることができる者(以下「受講者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養成講座の受講を開始する年度の4月1日現在における年齢が25歳以上70歳未満である者
- (2) 市内に住所を有し、現に在住していること。
- (3) 成年後見制度及び高齢者、障がい者等に対する福祉に理解と熱意があり、かつ、心身共に健康である者
- (4) 原則として養成講座のすべての課程を受講できる見込みがある者
- (5) 市民後見人として活動する意思及び見込みがある者
- (6) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 民法第20条に規定する制限行為能力者
 - イ 民法第847条に規定する欠格事項に該当する者
 - ウ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者
 - エ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者

(修了証)

第6条 市長は、受講者が第4条第2号に規定する養成講座のすべての課程を修了したときは、修了証を交付するものとする。

(市民後見人候補者の登録等)

第7条 市長は、前条に規定する修了証を交付した者について、市民後見人として活動する意思、心身の状態等を確認したうえで、市民後見人として適当と認められる者を市民後見人候補者名簿(以下「名簿」という。)に登録し、管理するものとする。

2 市長は、毎年度、名簿に登録されている者(以下「登録者」という。)に市民後見人として活動する意思、心身の状態等を確認するものとする。この場合において、登録者が市民後見人の業務を行うことに支障があると認められる

場合は、市長は当該登録者の登録を抹消することができる。

3 市長は、前項に規定するほか、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録者に係る登録を抹消することができる。

- (1) 登録者が配偶者又は四親等内の親族以外の者と任意後見契約(任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)第2条第1号に規定するものをいう。)を締結したとき。
- (2) 登録者が本事業によらずに配偶者又は四親等内の親族以外の者の成年後見人となったとき。
- (3) 登録者が市民後見人として不適切な行為を行ったと認められるとき。
- (4) 登録者が登録の抹消を申し出て、市長が了承したとき。
- (5) 登録者の年齢が78歳に達した日以後における最初の4月1日に達したとき。
- (6) 登録者が第10条の規定による行動改善に関する指導に従わず、その行動に改善が認められないとき。

(名簿の提出)

第8条 市長は、必要に応じて、家庭裁判所に名簿を提出するものとする。

(市民後見人候補者の選考)

第9条 市長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定により市長が申立てを行う事案その他の成年後見制度に係る事案が発生した場合は、専門職の意見を聴いた上で、名簿に登録されている市民後見人のうちから適当と認める者を選考し、当該市民後見人を当該事件についての成年後見人等の候補者とできるものとする。

(登録後の支援)

第10条 市長は、市民後見人の資質向上及び活動支援のため、必要に応じて研修、行動改善等に関する指導を行うものとする。

(守秘義務)

第11条 養成講座受講者、市民後見人及びその他事業に関係した者は、その事業実施上知り得た個人情報了他に漏らしてはならない。また、その事業を終了した後も同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。